

グループホームさくら日和 運営規程

第1条 医療法人厚生会（以下、「事業者」という。）が設置するグループホームさくら日和（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

《事業の目的》

第2条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関して、要支援2であって認知症の状態にあるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、これらにより利用者の生活機能の維持向上ができるようにすることを目的とする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護に関して、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神障害を呈するもの及び当該認知症に伴って著しい行動障害があるもの並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者はその有する能力に応じて自立した日常生活の維持及び向上ができるようにすることを目的とする。

《運営の方針》

第3条 住み慣れた自宅を再現し家庭的な雰囲気の中で個人の資する能力を活かし、食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が分担し、一人ひとりがその人らしい生活を営むことができるように配慮する。

2. 24時間専門スタッフがそばにいて、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち安心できる、寛ぎのある生活の場の提供に努める。
3. 地域と家族との結びつきを重視した運営を行い、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスと密接な連携を図るように努める。
4. 家庭的な雰囲気の中でその人らしい生活を送っていただくために、介護従事者は利用者の精神の安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和を図れるよう利用者の心身の状況を踏まえ日常生活に必要な援助を適切に行う。
5. 介護従事者は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められたときは、理解が得られやすいように説明する。
6. 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
7. 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

《名称および所在地》

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームさくら日和
(2) 所在地 福井県大野市中津川32-33

《従業者の職種、員数》

第5条 事業所の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
(2) 計画作成担当者 1ユニットにつき 1人（うち1人介護支援専門員）
(4) 看護職員 1人以上
(3) 介護従事者 夜間及び深夜時間帯を除き 1ユニットにつき 3人以上
 夜間及び深夜時間帯 1ユニットにつき 1人以上

《従業者の職務内容》

第6条 前条に定める従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、業務全般を把握し職員を監督し運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
(2) 計画作成担当者は、利用者の計画作成、調整及び利用者または家族に対する説明を行う。
(3) 看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、健康管理につとめ医療機関等との連携を図る。
(4) 介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービス計画に基づき適切な世話及び介護を行う。

《指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の利用定員》

第7条 事業所の利用定員は18名（1ユニット9名×2）とする

《指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の利用手続き等》

第8条 事業所はサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者または家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

2. 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護状態区分等の有無及び有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見記載があるときは、その趣旨及び内容に沿ってサービスの提供を行う。

《指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の入退去》

第9条 事業所は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものにサービスを提供する。

- (1) 事業所は、利用申し込みに際して、主治医の診断書により認知症の状態であることを確認する。
(2) 事業所は、利用申し込み者の心身の状態、生活歴、病歴などの把握に努める。
(3) 事業所は、利用申し込み者が健康状態の悪化等により入院治療を要しサービス提供が困難と認めた場合には、介護保険施設、病院等の医療機関を紹介するなど適切な措置を速やかに講じる。

- (4) 事業所は、利用者の退去の際、利用者及び家族等の希望を踏まえたうえで、退去後の生活や介護の継続性を考慮して退去に必要な援助を行う。
- (5) 事業所は、利用者の退去に際して、利用者または家族等に対して適切な指導助言を行い、居宅介護支援事業所への情報の提供及び保健医療サービスや、福祉サービスを提供するものと密接な連絡を取る。

《指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の内容》

第10条 実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護は次のとおりとする。

- (1) 共同生活を行う上での日常的な生活を重視し、その人らしい生活が営めるように入浴、排泄、食事等の生活上の世話を行う。
- (2) 地域や家族との結びつきを重視し、地区の行事等への参加、買い物、外出などを提供し残存機能を活かせるように努めるものとする。
- (3) 活動時間帯 午前6時30分～午後9時00分
- (4) 夜間及び深夜の時間帯 午後9時00分～午前6時30分

2. 介護計画の作成

利用者の資する能力、おかれている環境等の評価を通じて生活上の課題を明らかにし、日常生活を円滑に営めるように支援する上で解決すべき課題を把握し、介護サービス計画書を作成する。

- ① 介護サービス計画は計画作成者が作成する。
- ② 計画作成者は、解決すべき課題に基づき、サービス提供にあたる他の介護従事者と協議の上、サービス目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込み、介護サービス計画の原案を作成する。
- ③ 計画作成者は、介護サービス計画の原案について利用者またはその家族等に対して説明し、必要に応じて調整のうえ同意を得て家族または利用者に交付する。
- ④ 計画作成者は、介護サービス計画立案後もサービス提供に当たる他の介護従事者と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うと共に必要に応じて計画変更を行う。また計画変更を行う場合は、初回と同様に利用者または家族等に説明し、同意を得た上で書面を交付する。

- 3. 機能訓練にあたっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持のために計画的に行う。
- 4. 相談・援助にあたっては、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等に対し適切な相談や助言を行い、必要な援助を行う。

《短期利用生活介護の内容》

第11条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2. 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3. 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4. 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

《利用料その他の費用の額》

第12条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

2. 前項の支払いを受ける他、利用者から次の各号に掲げる額の支払いを受ける事ができる。

- | | | |
|-------------|--|--|
| ① 部屋代 | 1 日 | 1,930 円 |
| ② 食材料費 | 1 日 | (朝 420 円・昼 570 円・特食 (ムース食) 678 円
・夕 570 円・おやつ 50 円) |
| ③ 水光熱費 | 1 日 | 510 円 |
| ④ 管理費 | 1 日 | 310 円 |
| ⑤ 日用品 | 実費 | |
| ⑥ おむつ代 | 実費 | |
| ⑦ 理美容代 | 実費 | |
| ⑧ 洗濯代 | 実費 | |
| ⑨ 健康管理費 | 実費 | (インフルエンザ予防接種 等) |
| ⑩ 寝具クリーニング代 | かけ布団 1,300 円 肌布団 1,000 円 ベッドパッド 1,300 円
枕 600 円 マットレス 5,500 円 シーツ 350 円 | |

前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

《サービス利用に当たっての留意事項》

第13条 利用者は、事業所から指定認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 共同生活を行う上で他人に迷惑な行動、言動をしないこと。
- (2) 居室の造作、模様替えはしないこと。但し、必要なときには管理者の許可を得て行い、その造作、模様替えに要した費用は、利用者または利用者家族等の負担とする。
- (3) 管理者の許可なしに居室に鍵を取り付けたりしないこと。
- (4) 外出、外泊を希望するときは、その旨を事前に申し出ること。
- (5) 介護サービス計画の内容について苦情、相談及び意見があるときはいつでも申し出ること。
- (6) 外出し、行方不明になった場合には警察の保護願いを提出し、早期発見のために地域住民、消防団等関係機関の協力を得て捜索するものとする。
- (7) 建物や設備を故意に破損しないこと。

- (8) 事業所が請求する利用料の支払いには期日を厳守すること。
- (9) 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に関しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

《緊急時の対応》

第14条 事業所の従業者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに、主治医・協力医療機関・介護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

《非常災害対策》

第15条 事業所は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 事業所に防火管理者および火元責任者を置く。
- (2) 調理器具及び暖房器具等の使用時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を実施する。
- (6) 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (7) 年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (8) その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

《事故発生時の対応》

第16条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《衛生管理等》

第17条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2. 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《運営推進会議》

第18条 事業所は、下記の構成員で構成する協議会（以下「運営推進会議」という）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、評価をうけるとともに、

必要な要望、助言等を聞く機会を持たなければならない。

- (1) 構成員 利用者及び利用者家族等の代表、地域住民の代表、大野市役所職員又は地域包括支援センターの職員、当該事業についての知見を有するもの等
- (2) 人数 各1名以上

《虐待防止について》

第19条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置く。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。

《その他運営についての重要事項》

第20条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
- 3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保守させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から会計に関する諸記録は5年間、それ以外の諸記録は5年間保管するものとする。
- 5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

付則 この規程は平成25年4月1日より施行する。
 この規程は平成28年3月1日より施行する。
 この規程は平成28年5月1日より施行する。
 この規程は平成30年1月1日より施行する。
 この規程は平成30年4月1日より施行する。
 この規程は令和元年10月1日より施行する。
 この規程は令和3年4月1日より施行する。
 この規程は令和5年8月1日より施行する。
 この規程は令和5年12月1日より施行する。
 この規程は令和7年7月1日より施行する。